様式第3号(第3条関係)			八国十	1/ = +	=h =	白きま					
			公園人]行為	計미片	申請書					
								令和	年	月	日
しらこばと公園 指定管理者	様			(主作	ቷ ታ /						
				住 ——	所						
				氏	名						
				連絡	先						
				(団体	本名)						
					(:	法人にあ [、]	っては、その 並びに代表	の名称及	7)
埼玉県都市公園条例?	笋a冬等	51項の:	相定に	- - LI						σ	
許可を受けたいので申請			がたに	- みり、	I DC	U) C 83 %	אל יוייום,	松 1〜001	1.の川畑		
可可是文1/120.00 6年時	1009	0	記								
	1 物品	品の販売、		の他の	営業行	 ·為					
行為の目的	2 業として行う写真の撮影										
	3 業として行う映画等の撮影										
	4 競技	支会、展示	会、博	覧会その	の他これ	いらに類す	る催し				
	令 乖	年 年	月	日()	:	から	ò	:	まで	
行 為 の 期 間	令和	口 年	月	日()	:	から	ò	:	まで	
1) 荷の粉間	令₹	口 年	月	日()	:	から	ò	:	まで	
	令₹	口 年	月	日()	:	から	ò	:	まで	
	□第1駐車場(6,000㎡) □幼児プールサイド										
行為を行う場所又は使用す	□第2駐車場 □スライダープール										
る公園施設		口二次区域芝生広場(240㎡) ロプールサイド(さざ波プールエリア以外)									
		ナッカーグ	ランド				サイド(さざ)	波プール	エリア含む	·)	
	<u>□</u> \$	卜周路				□その他	()		
行為の内容											
使用料(利用料金)の納付方法	一擅	舌									
埼玉県都市公園に関する規則 第3条第2項に定める事項等 ()内の数字は県外料金	※ 物則	反等				円×	m² ×	H=			円
	※ 催物	物等 競	技会、原	展示会、	、博覧会	その他こ	れらに類す	る催し			
										円	
	※ 写真	Į		@1,5	70円(2,	355円)×	H=				円
	※ 映画	画等		@4,5	00円(6,	750円)×	н=				円
	その他電気料金								円		
	人件費入場料等一式									円	
				合計							円
	寸	 体名 :									
	担当	者名:									



※個人情報の取扱いについて

連絡先:

申請を頂く個人情報については、各施設をご利用頂くにあたっての貸出業務のために使用します。 お客様ご本人からの開示、訂正等を求められたときには、速やかに対応します。

また、法令に基づく場合以外に第三者への提供、開示及び個人情報の取扱いを業者に委託することはありません。

上記の利用申請に当たっての個人情報の取扱いについて、該当する項目の口をチェック してください。なお、個人情報の提供については任意ですが、提供いただく情報は、施設 のご利用をいただくために必要なものであり、同意頂けない場合や申請頂けない事項が ある場合には利用をお断りする場合がございます。

許可の条件

- 1 都市公園法、埼玉県都市公園条例を遵守すること。
- 2 申請をした内容(時間、場所等)を必ず守ること。(準備、撤収も時間に含む。)
- 3 許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。
- 4 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないよう注意し、これを生じさせた場合は、速やかに公園管理事務所に報告するとともに、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 5 利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合は これを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 6 必要な鍵は、管理事務所(施設窓口)で借用し、鍵はストラップを付けたまま必ず責任者が携帯し、許可を受けた者が使用すること。使用後が速やかに返却するとともに、紛失等した場合は 鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 7 一般来園者の公園利用を妨げないこと。
- 8 音、振動、臭気の発生や路上駐車等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 9 音出し(楽器演奏、歌唱、放送等の一切を含む)の音量については、原則として許可を受けた場所の境界内側で80dB(デシベル)以下とすること。ただし、80dB(デシベル)以下であったとしても、苦情等があった場合は、直ちに音量を下げること。
- 10 公園内へ車両を乗り入れることは原則禁止とする。ただし、荷物搬入等で車両を乗り入れることが必要と判断される場合は、施設管理者の事前承認のもと、施設管理者が定める「園内通行車両ルール」を遵守することで許可する場合がある。
- 11 電気、ガス、水道等を使用する場合や車両等から電源を引き込む場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。(無断で使用することは禁止)
- 12 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。その届出が承認されたことを証明する部分の複写を提出すること。
- 13 大規模災害や感染症の拡大等により、公園やその中の施設の利用の中止や制限を施設管理者が 求めた場合は、その指示に従うこと。
- 14 その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。
- 15 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を 求める。 それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は使用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

《埼玉県都市公園条例抜粋》

(行為の禁止)

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

(行為の許可)

- 第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
 - 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
 - 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
 - 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
 - 六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、しら こばと公園指定管理者(公益財団法人埼玉県公園緑地協会)を被告として提起しなければなり ません。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

令和	年	月	日				
	-			申請者:		責任者:	

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。